

專 門 職 大 学
自 己 評 価 実 施 要 項
(専門職大学分野別認証評価)

(原 案)



令和 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

理論と実践のバランスに配慮し、時代の最先端をゆく産業界と連携した教育プログラムによって、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の養成を目的とする高等教育機関として、専門職大学（専門職短期大学を含みます。）が誕生しました（2019年4月）。養成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力を強みとして、専門業務を引率できる。）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学（専門職大学および専門職短期大学）は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持向上に資するために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受審することが義務づけられています（学校教育法第百九条第三項および学校教育法施行令第四十条）。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の専門職大学認証評価は、専門職大学の教育研究水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するために行うものであり、専門職大学の個性や特徴が十分発揮できるよう、それぞれの専門職大学が有する「目的」を踏まえて実施します。

この自己評価実施要項は、機構の定める専門職大学評価基準に基づいて、対象専門職大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したもので、五つの章から構成されています。「第1章 専門職大学認証評価について」には、機構の実施する専門職大学認証評価の目的や基本的な方針・内容等が記載されています。「第2章 自己評価の方法等」および「第3章 自己評価書の作成および提出方法」には、対象専門職大学が行う自己評価の具体的な方法や自己評価書の作成方法および提出方法等が記載されています。「第4章 改善状況の継続的確認」には、「改善を要する点」として指摘された事項に関する対応状況の報告の方法等が記載されています。「第5章 追評価について」には、「評価基準に適合していない」と判断された専門職大学に対して実施される追評価の方法等が記載されています。

評価を受ける専門職大学においては、この自己評価実施要項をもとに適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに	i
第1章 専門職大学認証評価	
I 目 的	1
II 基本の方針	1
III 実施内容および方法	3
IV 機関別認証評価結果の活用	4
V 評価結果の公表	4
VI 実施時期とスケジュール	4
VII 改善状況の継続的確認	5
VIII 追評価	5
IX 教育課程または教員組織の変更報告	5
第2章 自己評価の方法等	
I 専門職大学の目的等の確認	6
II 各基準の自己評価	6
III 自己評価のプロセス	8
第3章 自己評価書の作成および提出方法	
I 自己評価結果等の記述要領	9
II 自己評価書の提出方法	10
第4章 改善状況の継続的確認	12
第5章 追評価	
I 追評価の実施時期	13
II 追評価の自己評価の方法等、自己評価書の作成および提出方法	13
別紙1 専門職大学認証評価の全体像	14
別紙2 各基準の自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ	15
別紙3 専門職大学現況票	37
別紙4 教育研究実績票	38
別紙5 重要事項変更届	39
参考資料 評価報告書イメージ	40

第1章 専門職大学認証評価

専門職大学（専門職短期大学を含む）は、高度な実践力、豊かな創造力および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材養成を目的として発足しました。専門職大学は、大学制度の中に位置づけられていますから、その教育研究等の水準の改善および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが義務づけられています。

この章では、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、専門職大学に対して実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）の基本的な内容等について説明してあります。

I 目的

専門職大学の特色は、①卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業による「実践力」の涵養、②研究者教員と実務家教員による小人数授業による理論と実践のバランスのとれた学修、③学外の企業・診療所等における長期実習による現場の知識・技能の修得、④一分野に止まらない学修による「応用力」の涵養、⑤「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」の学位の授与の五点にまとめられます。機構が、専門職大学からの求めに応じて、専門職大学に対して実施する評価においては、これらの専門職大学の目的と特徴に即して、その教育研究等の水準の改善および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- 機構が定める専門職大学評価基準に基づいて、専門職大学を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- 専門職大学の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該専門職大学にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 専門職大学の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

II 基本的方針

上記の目的を達成するために、機構は、次のような基本的な方針に基づいて、評価を実施します。

a. 専門職大学評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて、専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。その上で、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定を行います。さらに、その結果を踏まえて、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

b. 学修成果を中心とした評価

学修者本位の教育が重要視される中で、学生が身につけた知識や技能、経験の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ卒業（修了）生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

c. 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この評価は、機構の定めた専門職大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、各専門職大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して専門職大学が有する「目的」を踏まえつつ実施します。ここでいう「目的」とは、専門職大学の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

d. 内部質保証を重視した評価

専門職大学が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげるにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。

e. ピア・レビューによる公正な評価

専門職大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『専門職大学評価実施手引書』p. 14）。

f. 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

専門職大学評価基準の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた専門職大学等の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を継続的に図ります。

Ⅲ 実施内容および方法

専門職大学評価基準は、7領域に分類される27基準から構成されています。基準ごとに、その内容に関連した複数の「分析観点」が設定されています。

a. 評価プロセスの概要

評価は、対象専門職大学における自己評価と、その自己評価結果に基づいた機構における評価の二つのプロセスにより、実施されます。

① 専門職大学における自己評価

専門職大学は、この『自己評価実施要項』に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、7領域27基準ごとに、それらの分析観点（別紙2 各基準の自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ、pp. 14～36）に沿って実施します。対象専門職大学には、原則として、全ての基準・分析観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、分析観点到に係る状況の記述の中から、専門職大学の目的に照らして、優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項等を抽出します。

② 機構における評価

評価基準に定められた基準ごとに、対象大学院から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。「改善を要する点」が認められた基準については「基準を満たしていない」と判断します。

すべての基準を満たしている場合、専門職大学評価基準に「適合している」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できた場合には専門職大学評価基準に「適合している」と、確認できない場合には専門職大学評価基準に「適合していない」と判断します。なお、重点評価項目として位置づけられている学修成果（基準I-2）および内部質保証（基準VII-1～3）が「満たしていない」と判断された場合には、他の基準の状況如何に関わらず専門職大学評価基準に「適合していない」と判断します。

基準を満たしているか否かの判断および専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定に加えて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

b. 機構の評価方法

機構における評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づいて、専門職大学から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含む）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議して、評価結果（案）が取りまとめられます。

c. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、専門職大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象専門職大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、専門職大学評価基準に「適合していない」との判断に対する意見申立てが

あった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。その議をふまえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

IV 機関別認証評価結果の活用

「領域IV 財務運営、管理運営および情報公開」の分析にあたり、学校教育法第百十条第二項に基づいて認証された評価機関による機関別認証評価において、領域IVの各基準の内容が満たされている場合には、機関別認証評価報告書をもって領域IVの各基準の自己評価に代えることができます。ただし、機関別認証評価を受審した後に重要な変更があった場合には、その変更に係る基準について確認し、分析を行なってください。自己評価書には、当該する評価機関名およびその機関による直近の評価の評価結果の受領年月を記載し、その評価結果の通知、報告の内容を示した文書を根拠資料として提示してください。

V 評価結果の公表

確定した評価結果は、認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）として公表します。評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、専門職大学から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

VI 実施時期とスケジュール

評価を希望する専門職大学は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請してください。専門職大学は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた専門職大学に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

専門職大学から評価の申請を受け付けてから評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。評価全体のスケジュールは、別紙1 専門職大学認証評価の全体像（p. 14）に示すとおりです。

評価申請年度

12月末	評価の申請受付締切
1～2月	対象専門職大学の自己評価担当者等に対する研修

評価実施年度

7月～8月	機構の評価担当者の研修
8月末	対象専門職大学から自己評価書の提出締切
9月～	書面調査および訪問調査の実施
12月末	評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
1月末	対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
3月上旬	評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない」と判断された基準がある専門職大学）

8月末	対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
3月上旬	改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

VII 改善状況の継続的確認

専門職大学大学評価基準に「適合している」と判断された専門職大学で「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

VIII 追評価

専門職大学大学評価基準に「適合していない」と判断された専門職大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、追評価を受けることができます。この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

IX 教育課程または教員組織の変更報告

専門職大学は、文部科学省令〔文部科学省令第七号（平成十六年三月十二日）第三条第二項、『評価基準要綱』参考資料 専門職大学認証評価関係法令 p. 17〕により、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合には、この状況を機構に報告してください。「重要な変更」の具体的内容は、別紙5（p. 39）を参照ください。報告の内容は、専門職大学の意見を聴いた上で、公表することもあります。

第2章 自己評価の方法等

専門職大学認証評価は、専門職大学評価基準に基づいて、その教育研究活動等の総合的な状況について、各基準を満たしているか否かの判断および専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定を中心に実施します。評価は、専門職大学の個性や特色が十分に発揮できるように、専門職大学が有する目的を踏まえて行います。したがって、評価実施にあたっては、対象専門職大学が目的を明示することが必要です。

I 専門職大学の目的等の確認

この評価は、提出された自己評価書を基礎として実施しますが、自己評価にあたっては、まず、専門職大学の現況、目的および特徴を確認します。特に「専門職大学院の目的」についての確認が重要です。

専門職大学は、学部、学科または課程ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定めることとされています（専門職大学設置基準第二条）。すなわち、「目的」とは、専門職大学の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。目的の記載にあたっては、このことを踏まえて、専門職大学が現在周知・公表している目的、およびその目的から派生する内容も含めて、専門職大学の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

さらに、大学院の沿革・理念を踏まえ、目的の背景となる考え方等を含め、大学院の特徴が現れるように簡潔に記述してください。

II 各基準の自己評価

自己評価は、専門職大学評価基準に示された27の基準ごとに、(1) 根拠資料・データの確認、(2) 分析観点に係る状況の分析、(3) その基準を満たしているか否かの判断、(4) 優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項の抽出（領域ごと）、(5) 自己評価結果の概要の記述（領域ごと）の流れで行います。

a. 各基準の分析

基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準ごとに示された分析観点（別紙2 各基準の自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ、pp. 16～37）に沿って、根拠資料・データを確認しつつ、教育研究活動等を分析する必要があります。分析観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、原則的に、すべての分析観点に係る状況の分析を行ってください。基準の分析にあたっては、分析観点ごとに、「分析観点に係る状況」、「根拠資料・データ」を記述してください。

「分析観点に係る状況」については、専門職大学の目的との関連を踏まえて、現在の状況について、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。当該分析観点の状況が明確になるように、根拠資料・データを示しつつ、それぞれの状況に応じた適切な記述が肝要です。

分析観点の状況の根拠資料・データが示せない場合には、その事態に対応するための具体的な目標や計画およびその進捗状況を「特記事項」（400字以内）として記述してください。

別紙2 各基準の自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ (p. 16～37)には、分析観点に沿って分析を行う際に必要と考えられる根拠資料・データが例示されていますので、専門職大学の特性や状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。このほか、専門職大学の目的や状況等に応じて、独自の根拠資料・データ等利用することも可能です。根拠資料・データに加えて、**専門職大学現況票** (別紙3 p. 38) および**教育研究実績票** (別紙4 p. 39) を作成して、自己評価の際には、それらを根拠資料・データの一つとして用いて、分析を行ってください。

b. 基準の判断

上記の作業をすべての分析観点について行い、すべての分析観点が示す状況の根拠資料・データが確認できた時は、その基準を「満たしている」と判断してください。根拠資料・データが確認できない分析観点がある時は、その基準を「満たしていない」と判断して、その事態に対応するための具体的な目標や計画およびその進捗状況(上記「**特記事項**」)を確認してください。

c. 優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項の抽出

領域ごとに、分析観点の分析の中から、目的に照らして、特に重要と思われる点を「**優れた成果が確認できる取組**」あるいは「**改善を要する事項**」として抽出してください。「**優れた成果が確認できる取組**」については、その取組が成果をあげていること、またはその事実が特筆すべきものであることの根拠資料・データを特定して分析し、抽出してください。すなわち、優れた成果が確認できる取組とは、次のようなものを想定しています。

- ① 大学院の目的に照らして、特色ある、または個性ある取組であり、成果があがっていると判断されるもの。
- ② 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果があがっていると判断されるもの。

d. 自己評価結果の概要

領域ごとに、分析観点の分析を整理し、当該領域全体に係る自己評価結果の概要を記述してください。概要は、当該領域全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施した評価の結果報告書(以下「**評価報告書**」)とよびます。)に原則として原文のまま転載します。

なお、「**領域IV 財務運営、管理運営および情報公表**」に関しては、機関別認証評価機関による報告書をもって、各基準の自己評価に代えることができます。この場合には、「**機関別認証評価を受けており、すべての基準を満たしている。**」あるいは「**機関別認証評価を受けているが、一部の基準の内容について改善を要する点が指摘されている。**」と記載し、指摘された内容に対する改善・向上の取組を記載してください。自己評価書には、当該する評価機関名およびその機関による直近の評価の評価結果の受領年月を記載し、その評価結果の通知、報告の内容を示した文書を根拠資料として提示してください。

3 自己評価のプロセス

この評価では、対象専門職大学が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象専門職大学においては、機構の定める専門職大学評価基準に基づいて、自己評価を実施してください。自己評価のプロセスは、下図のとおりです。

専門職大学の現況、目的および特徴の確認【第2章 1 p. 6】



領域Ⅰ～Ⅶの各基準の自己評価【第2章 2 p. 6】

- (1) 基準ごとの分析
○分析観点に係る状況：分析観点ごとの分析結果とそれを導いた理由、
根拠資料・データの整理・確認
- (2) 基準の判断：「満たしている」あるいは「満たしていない」の判断
- (3) 優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項の抽出（領域ごと）
- (4) 自己評価結果の概要（領域ごと）



自己評価書の作成【第3章 p. 9】

「大学院の現況、目的および特徴」「分析観点に係る分析」「基準の判断」
「優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項（領域ごと）」
「自己評価結果の概要（領域ごと）」で構成

第3章 自己評価書の作成および提出方法

自己評価書は、「専門職大学の現況、目的および特徴」、「分析観点に係る状況」「基準の判断」、「優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項」および「自己評価結果の概要」で構成されます。自己評価書は、下記の「1 自己評価結果等の記述要領」に沿って、作成してください。

なお、自己評価書は、原文のまま評価報告書に転載し公表します（原則として、対象専門書大学から提出された自己評価書が掲載されたURLを引用）。

1 自己評価結果等の記述要領

a. 専門職大学の現況、目的および特徴

専門職大学の現況、目的および特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

(1) 現況

- ① **専門職大学名**：専門職大学の名称を記述してください。
 - ② **所在地**：専門職大学の所在地とし、都道府県、区市町村名まで記述してください。
 - ③ **学生数および教員数**：申請年度5月1日現在の、学部・研究科等の学生数および教員数（内数として実務家教員数）を記述してください。教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）および助手の現員数を記述してください。
- (2) **目的**：専門職大学の目的は、2,000字以内で簡潔に記載してください。なお、出典（学則や大学院概要、ウェブサイト等）がある場合には、括弧書きで明示してください。なお、記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。
- (3) **特徴**：専門職大学の沿革・理念を踏まえて、目的の背景となる考え方等も含めて、大学院の特徴が現れるように2,000字以内で簡潔に記述してください。

b. 各基準の自己評価

基準ごとの「分析観点に係る状況」について1,000字以内を字数の制限目安として記述してください。領域ごとの基準数や基準ごとの分析観点数が異なりますので、基準ごとの字数の制限目安を踏まえて、領域Ⅰ～Ⅶまでの「分析観点に係る分析」「基準の判断」および「優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項」を合わせて、全体で20,000字程度で調整して記述してください。なお、根拠資料・データは、字数制限外とします。

c. 自己評価結果の概要

領域ごとに400字以内を字数の制限目安として記述してください。その上で、領域ごとの字数の制限目安を踏まえつつ、全体で3,000字程度で調整して記述してください。

d. 根拠資料・データの示し方

資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した状況説明等との関係が容易に確認できる位置（コピーの貼付や差込でも構いません。）に記載してください。その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることのないように、本文中に記載する根拠資料・データは必要最小限としてください。なお、自己評価書（下記の別添で提出さ

れた根拠資料・データを除きます。)は、機構のウェブサイトに掲載しますので、とくに不開示情報や著作物等について留意が必要です。

本文中に記載することで読みにくくなる場合、または不開示情報や著作物等公表に相応しくない場合には、別添として記載してください。この場合においても、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等を別添とするなど、必要最小限としてください。

資料・データ等の記載にあたり、下記の事項にご留意ください。

- ① 本文中または別添の資料・データ等には、その名称や出典(該当ページ番号を含めて)を必ず明記してください。ウェブサイトのURLを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるURLを明記してください。
- ② 縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるように配慮してください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- ③ 資料・データ等には、対象専門職大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できます。
- ④ 機構において、評価を実施するにあたり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- ⑤ 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- ⑥ **別紙2 基準ごとの自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ**(pp. 16～37)に、根拠資料・データの例示が掲載されていますので、適宜参考にしてください。
- ⑦ 自己評価の根拠資料・データとして、**大学院現況票**(別紙3、p. 38)および**別紙4 教育研究実績票**(別紙4、p. 39)を作成してください。

2 自己評価書の提出方法

自己評価書は、紙媒体を1部、電子媒体(MS-Word版)を1部提出してください。**根拠資料・データを別添とする場合には、当該別添資料を1部提出してください。**

専門職大学現況票(平均入学定員充足率計算表を含みます。)および**教育研究実績票**は、当該別添とする資料・データ等とは別に、紙媒体(両面印刷)を1部、電子媒体(MS-Excel版)を1部提出してください。

電子媒体を提出する際には、次の点に注意してください。

- ① 電子データを保存した、CD-R、DVD-R、USBメモリーのいずれかを提出してください。
- ② 外字は使用しないでください。
- ③ 漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。
- ④ 機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号、省略文字、囲み数字等
- ⑤ 人名等でJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。

a. 提出締切および提出先

提出締切 令和 年8月31日必着

提出先 〒106-0032 東京都港区六本木6-2-33

六本木ヒルズノースタワーアネックス3F

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

b. その他の留意事項

- ① 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出または追加提出を求めることがあります。
- ② 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「専門職大学の現況および特徴」、「専門職大学の目的」、領域Ⅰ～Ⅶの基準の「自己評価の概要」については、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

第4章 改善状況の継続的確認

「専門職大学大学評価基準に適合している」と判断された専門職大学で「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に行うこととします。

機構では、その対応状況を調査し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

1 改善状況の継続的確認の実施時期

8月末	対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
9月～	改善状況報告書の調査
3月下旬	調査結果の確定、公表

2 自己評価の方法等、自己評価書の作成および提出方法

改善状況の継続的確認のための自己評価は、「満たしていない」と判断された基準に関して、原則として、本評価と同様の評価基準および評価方法により行ってください。その分析結果を報告書として作成、提出してください。

第5章 追評価

「専門職大学評価基準に適合していない」と判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、「適合していない」と判断される根拠となった基準に限定して追評価を受けることができます。

この追評価において、当該基準を「満たしている」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職大学評価基準に適合している」と認め、その旨公表します。

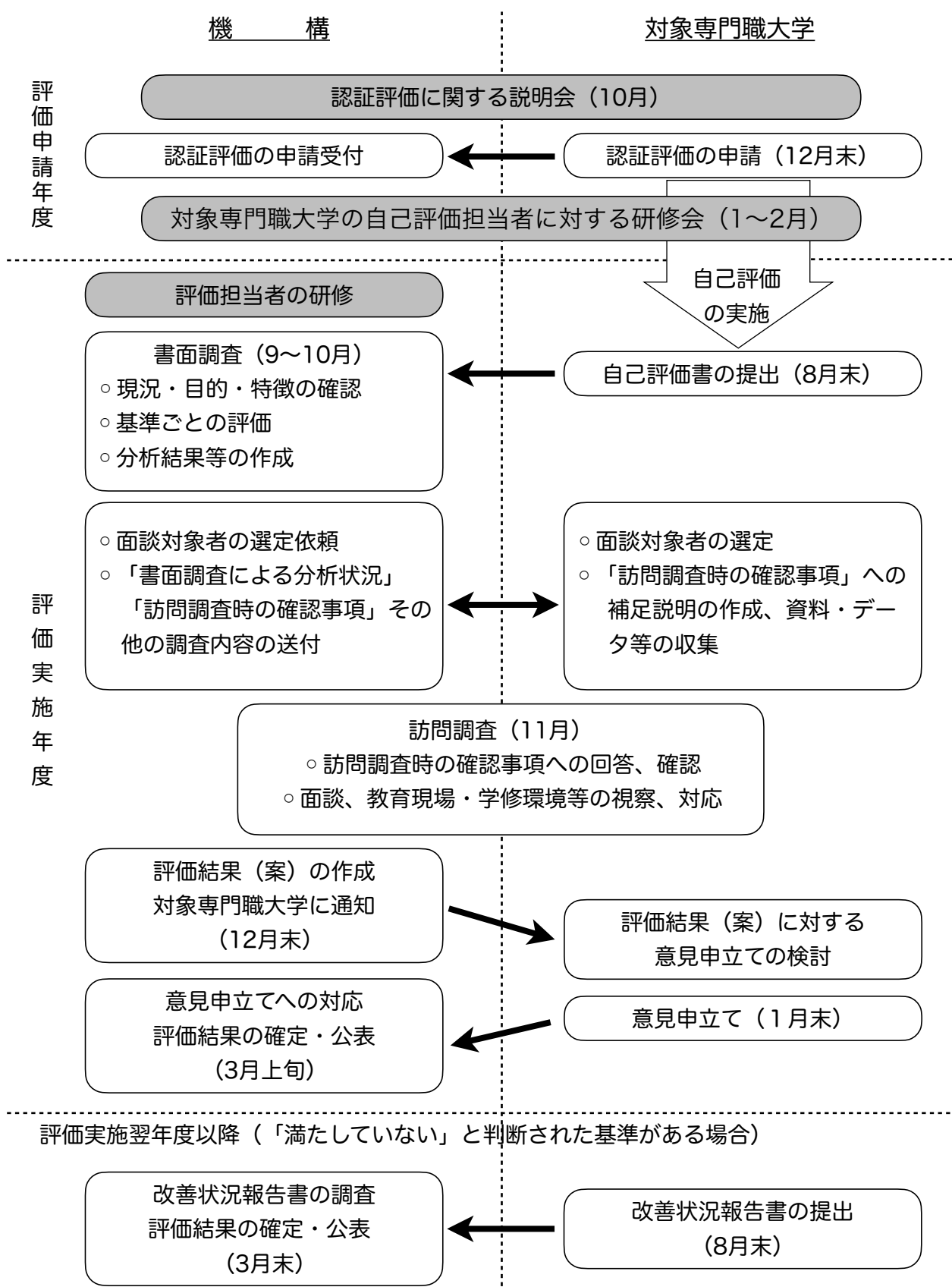
1 追評価の実施時期

9月末	追評価の申請受付締切
10月末	対象専門職大学から自己評価書の提出締切
11月～	書面調査および必要に応じて訪問調査の実施
1月下旬	評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
2月下旬	対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
3月下旬	評価結果の確定、公表

2 追評価の自己評価の方法等、自己評価書の作成および提出方法

追評価は、原則として、本評価と同様の評価基準および評価方法により、「満たしていない」と判断された基準の自己評価を行ってください。その分析結果を自己評価書として作成、提出してください。

別紙1 専門職大学認証評価の全体像



別紙2 基準ごとの自己評価を行う際の分析観点・内容および根拠資料・データ

この資料には、評価基準および判断指針に加えて、対象専門職大学が自己評価の際に用いる分析観点および分析を行う際に必要と考えられる根拠資料・データが示されています。これらはあくまでも例示であり、必ずしも全く同じ根拠資料・データを要求するものではありません。対象専門職大学の目的や状況等に応じた根拠資料・データを用意してください。根拠資料・データについては、機構が自己評価書を分析する際にも必要となりますので、正確かつ可能な限り公表可能なものであることが望まれます。

また、大学院現況票（別紙3、p. 38）および教育研究実績票（別紙4、p. 39）を作成して、提出してください。

領域I 専門職大学の目的および学修成果

基準I-1 専門職大学の目的が適切に設定されていること。

判断指針

専門職大学の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像が明確であることを確認します。

分析観点I-1-1 専門職大学の目的が適切に設定されていること。

【分析内容】

- ・教育の理念、目標、養成しようとする人材像が、関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自己評価書「専門職大学の目的」に記載のため、新たな資料は不要。

基準I-2 【重点評価項目】専門職大学の目的に則した人材養成がなされていること。

判断指針

修了時の状況（単位修得・修了状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、修了生の進路の状況等の実績や成果、および修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、意図している学修成果があがっているか否かを判断します。

分析観点I-2-1 単位修得・修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっていること。

【分析内容】

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の修了率および「標準修業年限×1.5」年内修了率（過去5年分）を確認する。
- ・専門職大学の目的および修了認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内および「標準修業年限×1.5」年内の修了

率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞状況等

- ・学修成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それが確認できる資料

分析観点 I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっていること。

【分析内容】

- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学修達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）
- ・学修ポートフォリオの分析結果

分析観点 I-2-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっていること。

【分析内容】

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、専門職大学の目的および修了認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・修了生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・就職希望者の就職先、就職率、進学先が確認できる資料
- ・修了生の社会での活躍等が確認できる資料（各種コンペティション等の受賞状況を含む）

分析観点 I-2-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっていること。

【分析内容】

- ・修了後一定年限を経過した修了生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・修了生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料
- ・就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

判断指針

修了認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

分析観点Ⅱ-1-1 修了認定・学位授与方針が、専門職大学の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること。

【分析内容】

・修了認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

【根拠資料・データ】

・修了認定・学位授与方針

基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

判断指針

教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針等を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

分析観点Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と修了認定・学位授与方針とが整合的であること。

【分析内容】

・教育課程の編成および実施の内容が、修了認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっているかを確認する。

【根拠資料・データ】

・教育課程編成・実施方針

分析観点Ⅱ-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。

【分析内容】

・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

【根拠資料・データ】

・教育課程編成・実施方針（再掲）

基準Ⅱ-3 教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に沿って、当該職業分野の動向を反映して、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学（短期大学）設置基準に適合するものであること。

判断指針

教育課程の編成および授業科目の内容が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向が反映された体系的、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況も確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学（短期大学）設置基準に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。

分析観点Ⅱ-3-1 専門性が求められる職業を担うための実践的な能力および当該職業分野において創造的な役割を担うための応用的能力を展開するとともに、豊かな人間性および職業倫理を涵養するように、教育課程が体系的に編成されていること。

【分析内容】

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、修了要件等が、関係法令や修了認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して編成されていることを確認する。
- ・教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものとなっていることを確認する。
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・専門職大学（課程）の修了要件に関する規程
- ・教育研究実績票〔別紙4で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・教育課程の編成の趣旨や方針が確認できる資料
- ・授業科目の開設状況（科目分類、授業時間割、履修モデル、年次配当、必修・選択等の別）
- ・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料
- ・インターンシップを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況が確認できる資料

分析観点Ⅱ-3-2 養成しようとしている人材像に即した授業科目が展開されていること。

【分析内容】

- ・実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・専門職大学が養成しようとしている人材像に即した授業科目が展開されていることを示す資料（シラバス、教材や授業で使用したプリント等）

分析観点Ⅱ-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

【分析内容】

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）（再掲）

分析観点Ⅱ-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

【分析内容】

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・段階的かつ体系的な教育の実施が、学生に周知されている資料（履修案内等）

基準Ⅱ-4 修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていること。

判断指針

修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。

分析観点Ⅱ-4-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態・方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

【分析内容】

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・教育研究実績票〔別紙4で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・開設授業科目一覧および各授業科目の受講学生数がわかる資料
- ・授業方法に関する組織的に統一された方針が理解できる資料（シラバスの記載方針やファカルティ・ディベロップメント研修の議事録等）

分析観点Ⅱ-4-2 単位の実質化への配慮がなされていること。

【分析内容】

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が行われている場合には、それらの実施状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・専門職大学現況票〔別紙3で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・シラバス、学生便覧、授業科目案内、履修要項等（前掲）
- ・履修登録の上限設定（CAP制度）が実施されている場合には、その実施状況が確認できる資料

分析観点Ⅱ-4-3 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

【分析内容】

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・学生の多様な学修歴や職業歴に対応する学修指導の実施体制および実施内容が確認できる資料

基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること。

判断指針

教育課程編成・実施方針に基づいて、成績評価基準が学生に周知され、その基準にしたがって成績評価、単位認定が実施されているか、さらに、客観的かつ厳正な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

分析観点Ⅱ-5-1 成績評価基準が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

【分析内容】

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・成績評価基準について定めている規定等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）

分析観点Ⅱ-5-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

【分析内容】

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

分析観点Ⅱ-5-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

【分析内容】

- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

【根拠資料・データ】

- ・成績評価の分布表
- ・成績評価分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料
- ・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的と活用状況が確認できる資料
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料

分析観点Ⅱ-5-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

【分析内容】

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等の資料・データ
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）の保存を定めている規定等

分析観点Ⅱ-5-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

【分析内容】

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令に従い定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

【根拠資料・データ】

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定について明文化した規

定等

- ・既に実施している場合には、実施状況が確認できる資料
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況が確認できる資料

基準Ⅱ-6 専門職大学の目的および修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了認定が実施されていること。

判断指針

修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、評価基準が明確であり、それらが学生に周知され、修了認定が適切に実施されているか否かを判断します。

分析観点Ⅱ-6-1 専門職大学の目的および修了認定・学位授与方針に則して、修了要件が組織的に策定されていること。

【分析内容】

- ・修了要件が組織的に策定され、専門職専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・修了要件を定めた規定
- ・修了の判定に関する教授会等の審議および学長など組織的な関わり方を含めて修了判定の手順が確認できる資料
- ・GPA制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料

分析観点Ⅱ-6-2 修了要件が学生に周知されていること。

【分析内容】

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所

分析観点Ⅱ-6-3 修了要件に則して、修了認定が実施されていること。

【分析内容】

- ・修了認定について、修了要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・修了要件を適用する手順どおりに実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）

基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。

判断指針

教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められているか否かを判断します。また、教育課程連携協議会の構成員や開催状況が適切か否かを判断するとともに、議論内容の反映状況を確認します。

分析観点Ⅱ-7-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

【分析内容】

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・産業界・地域社会と連携する体制が確認できる資料
- ・産業界・地域社会からの意見が、教育課程の編成に採用された実例

分析観点Ⅱ-7-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に開催され、機能していること。

【分析内容】

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況が確認できる資料
- ・教育課程連携協議会における審議内容が、教育課程の編成に反映された実例

領域Ⅲ 教育研究上の基本組織

基準Ⅲ-1 教育研究上の基本組織が、専門職大学の目的に照らして適切に構成され、教育研究活動を展開する上で、必要な教員が適切に配置されていること。

判断指針

学部・学科（これらの組織を置かない場合には、これに代わる組織）の基本的な教育組織が、専門職大学の目的に照らして、適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育組織が学校教育法、専門職大学（短期大学）設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。特に、実務家教員については、その数や教育研究能力を確認し判断します。

分析観点Ⅲ-1-1 教育研究上の基本組織が、専門職大学の目的を達成する上で適切な構成となっていること。

【分析内容】

- ・教育研究組織が、専門職大学の目的と整合性があることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・専門職大学現況票〔別紙3で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・教員組織および職員組織の編成が確認できる資料（教員組織体制、職員組織体制、責任体制等）

分析観点Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【分析内容】

- ・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の教員を配置していることを確認する。
- ・教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省令第十六号第五条。以下同じ。）以上置かれていることを確認する。
 - ① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - ③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

【根拠資料・データ】

- ・専門職大学現況票〔別紙3で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・教育研究実績票〔別紙4で提出のため、新たな記載は不要〕
- ・授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料
- ・みなし専任教員の授業担当状況、組織運営面への参画状況等が確認できる資料

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備されていること。

判断指針

教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

*「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

分析観点Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

【分析内容】

- ・教員組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制および審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・組織体制や責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定等）
- ・教授会等の運営規定類
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表

基準Ⅳ-1 財務運営が専門職大学の目的に照らして適切であること。

判断指針

専門職大学の目的に照らして適切な財務運営が行われ、安定した財務基盤を確立しているか否かを判断します。

分析観点Ⅳ-1-1 財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること。

【分析内容】

- ・財務諸表等について、法令等にしたがって、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。

【根拠資料・データ】

- ・直近年度の財務諸表
- ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書

分析観点Ⅳ-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること。

【分析内容】

- ・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・予算・決算の状況（過去5年間）がわかる資料

基準Ⅳ-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。

判断指針

管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

分析観点Ⅳ-2-1 管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること。

【分析内容】

- ・管理運営のための組織の状況について、とくに、学長、研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。
- ・専門職大学の学長と専門職大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・管理運営のための組織の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）
- ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料
- ・役職者の名簿

分析観点Ⅳ-2-2 法令遵守に係る取組および危機管理に係る取組のための体制が整備されていること。

【分析内容】

- ・事業者としての専門職大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務および組織の根拠となる

規定を確認する。

- ・ 予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・ 法令遵守事項一覧
- ・ 危機管理体制等一覧

基準IV-3 管理運営を行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。

判断指針

管理運営を円滑に行うための事務組織が整備され、機能しているか否かを判断します。

分析観点IV-3-1 管理運営を円滑に行うために、適切な事務体制が整備され、職員が適切に配置され、機能していること。

【分析内容】

- ・ 管理運営を行うための事務組織について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・ 管理運営を行うための事務組織の役割や人員の配置状況、責任体制、規模が把握できる資料（組織図、事務分掌規定等）

基準IV-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

判断指針

専門職大学を運営するために職務を司どる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

分析観点IV-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

【分析内容】

- ・ 管理運営のための組織の責任体制（分析観点IV-2-1）と事務組織の関係を確認する。
- ・ 管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・ 教職協働の状況がわかる資料

分析観点IV-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

【分析内容】

- ・ SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・SDの内容・方法および実施状況がわかる資料

基準IV-5 財務および管理運営に関する内部統制・監査の体制が機能していること。

判断指針

財務および管理運営に関する内部監査を含む内部統制・監査の体制が整備され、機能しているか否かを判断します。

分析観点IV-5-1 監事が適切な役割を果たしていること。

【分析内容】

- ・監事の監査内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法および実施状況等を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・監事に関する規定
- ・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）

分析観点IV-5-2 法令の定めに基づいて、会計監査人による監査が実施されていること。

【分析内容】

- ・会計監査人の監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）
- ・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）

分析観点IV-5-3 独立性の担保された主体により内部監査が実施されていること。

【分析内容】

- ・内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを確認する。
- ・内部監査の内容・方法や実施状況等を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・内部監査に関する規定
- ・独立性の担保された主体であることが確認できる資料（組織図または関係規定）
- ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）

基準IV-6 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされていること。

判断指針

専門職大学の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

分析観点IV-6-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

【分析内容】

- ・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

領域V 学修環境

基準V-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（図書、学術誌、ICT環境、バリアフリー化等を含む）が整備され、有効に活用されていること。

判断指針

必要な施設・設備（図書、学術誌、ICT環境、バリアフリー化等を含む）や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して、適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断します。

*ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

分析観点V-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

【分析内容】

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・講義室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設の整備状況がわかる資料
- ・諸施設の利用状況がわかる資料

分析観点V-1-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

【分析内容】

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。

- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況および安全・防犯面への配慮の状況が確認できる資料

分析観点V-1-3 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていること。

【分析内容】

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

【根拠資料・データ】

- ・ICT環境の整備およびそのメンテナンスやセキュリティ管理の状況がわかる資料

分析観点V-1-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

【分析内容】

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自主的学修環境の整備状況がわかる資料

基準V-2 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

判断指針

修了認定・学位授与方針を参照しつつガイダンス等が実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備されているか否かを判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認します。

分析観点V-2-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

【分析内容】

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）
- ・学修相談および支援の体制の学生への周知状況や利用実績が確認できる資料

- ・ガイダンスの実施状況および内容が確認できる資料（ガイダンスに関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等）
- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・ネットワークを活用した相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それが確認できる資料（前掲）

分析観点V-2-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

【分析内容】

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

【根拠資料・データ】

- ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学修支援の実施状況や利用実績が確認できる資料
- ・留学生に対して、外国語による情報提供（時間割、シラバス等）や特別な支援を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況が確認できる資料

基準V-3 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

判断指針

学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援が適切に行われているか否かを判断します。

分析観点V-3-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

【分析内容】

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する総合的相談、学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績
- ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績

【根拠資料・データ】

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が把握できる資料
- ・経済面の援助に関する学生への周知方法（刊行物、掲示等）が確認できる資料
- ・経済面の援助の利用実績が確認できる資料

分析観点V-3-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

【分析内容】

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

【根拠資料・データ】

- ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）

領域VI 学生受入および定員管理

基準VI-1 入学者受入方針が明確に定められていること。

判断指針

専門職大学の理念、目標および養成しようとする人材像に沿って、どのような適性や能力を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた入学者受入方針が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断します。

分析観点VI-1-1 入学者受入方針が入学者の適性および能力を明確に示していること。

【分析内容】

- ・入学者受入方針について、入学者の適性および能力に係る記述が含まれていることを確認する。

*公表については基準IV-6で確認する。

【根拠資料・データ】

- ・入学者受入方針

分析観点VI-1-2 入学者受入方針が、入学者に求める適性および能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること。

【分析内容】

- ・入学者受入方針において、入学者に求める適性および能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方法についての記述が含まれていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・入学者受入方針（再掲）

基準VI-2 入学者の受入が適切に実施されていること。

判断指針

学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、入学者受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

分析観点VI-2-1 入学者受入方針に沿った受入方法が採用され、学生の受入が公正かつ適正

に実施されていること。

【分析内容】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・入学者受入方針（再掲）
- ・入学資格を示す資料（研究科規則、入学者選抜要項等）
- ・入学者選抜の実施体制が把握できる資料（入試委員会規程、委員会の所掌事項を定めた組織図等）
- ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表のものを含む。）
- ・面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等（非公表のものを含む。）
- ・入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所
- ・社会人など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることが分かる資料（入学者選抜要項等の該当箇所）
- ・障害のある者に対する特別措置や組織的対応が把握できる資料

分析観点VI-2-2 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること。

【分析内容】

- ・入試に関して検証するための具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。
- ・受験者の適性および能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて、検証が行われていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・入試に関して検証するための組織について把握できる資料（委員会の規程等）
- ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去5年分）

基準VI-3 在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

判断指針

収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、入学者数が専門職大学の授業を実施するに当たり適正な規模となっているか否かを判断します。

分析観点VI-3-1 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

【分析内容】

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・過去5年間の学生数の状況
- ・不適正な割合となっている場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料

分析観点VI-3-2 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

【分析内容】

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、適正化を図る取り組みがなされていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・過去5年間の実入学者数の状況
- ・適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料

領域VII 内部質保証

基準VII-1 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づいて教育研究活動等の質の維持、改善・向上に継続的に取り組む体制が明確に規定されていること。

判断指針

教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組む体制が整備されているか否かを判断します。

*教育課程連携協議会については、基準II-7で評価します。

分析観点VII-1-1 教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

【分析内容】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価に関する規程類
- ・責任体制等が確認できる資料

基準VII-2 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行う手順が明確に規定され、適切に実施されていること。

判断指針

基準VII-1の体制のもとで、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、専門職大学としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化されており、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。

分析観点VII-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること。

【分析内容】

・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価に関する規程類（再掲）
- ・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）

分析観点VII-2-2 自己点検・評価にあたっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

【分析内容】

・自己点検・評価の実施に当たり、資格試験合格率、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（再掲）
- ・自己点検・評価の結果に関する報告書

基準VII-3 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること。

判断指針

自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善を要する点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、さらに取組の効果等を検証しているか否かを判断します。

分析観点VII-3-1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

【分析内容】

・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価の実施状況および改善状況が確認できる資料（過去5年分）

基準VII-4 教員の質を確保し、さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

判断指針

教員の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育上、研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための教員評価の仕組み、ならびに教育研究能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員、教育支援者および教育補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準IV-4で評価します。

分析観点VII-4-1 教員の任用および昇任等にあたって、教育上、研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

【分析内容】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準（教員の採用基準、昇格基準、教員選考規則等。非公表のものを含む。）
- ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料

分析観点VII-4-2 専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。

【分析内容】

- ・教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

【根拠資料・データ】

- ・教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価に関する規程
- ・教員評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、評価結果の報告書等）
- ・教員の評価等において把握した具体的な問題点、改善事例等

分析観点VII-4-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

【分析内容】

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

【根拠資料・データ】

- ・FDの実施内容・方法および実施状況が確認できる資料

分析観点VII-4-4 教育支援者や教育補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

【分析内容】

- ・教育支援者および教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。

*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準IV-4で確認。

【根拠資料・データ】

- ・教育支援者および教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等が確認できる資料

別紙3 専門職大学現況票

専門職大学現況票は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準である専門職大学（短期大学）設置基準その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際に根拠となる資料・データ等の一つとして作成していただくものです。

専門職大学現況票は、「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」、「領域Ⅲ 教育研究上の基本組織」、領域Ⅴ 学修環境」および「領域Ⅵ 学生受入および定員管理」に係る分析観点を対象としています。機構における評価では、対象専門職大学の当該基準に係る分析観点の自己評価結果を分析する際に、専門職大学現況票に記載された内容を参考にしますので、評価実施年度5月1日現在の数値等を記述してください。なお、『大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き〈大学設置審査要覧別冊〉』に準じて記述をお願いします。

対象専門職大学においては、上記の基準に係る分析観点を自己評価する際に、専門職大学現況票を根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、自己評価書を記述してください。

記載事項

1) 専門職大学の名称・所在等

①設置者 ②専門職大学・学部名 ③本部の所在地 ④開設年度 ⑤別地校地の有無

2) 入学定員等（領域Ⅵ）

①修業年限 ②入学定員 ③編入学定員 ④収容定員 ⑤平均入学定員充足率（平均入学定員充足率計算表を添付してください。）

3) 教育課程（領域Ⅱ）

①卒業要件単位数 ②履修科目の登録の上限（期間および単位数）

4) 教職員組織（領域Ⅲ）

①専任教員数（内数として、教授数、実務家専任教員数、みなし専任教員数をそれぞれ記述してください。） ②教員基準数（内数として、教授数、実務家専任教員数、みなし専任教員数をそれぞれ記述してください。） ③兼任教員数

5) 学修環境（領域Ⅴ）^{注1}

①校地面積（校舎敷地面積、運動場用地、その他敷地面積） ②校舎面積^{注2} ③教室等施設^{注2}（講義室、演習室、実験実習室、情報処理学修施設、語学学修施設等の各室数） ④教員研究室数^{注2} ⑤図書館・図書資料等^{注2}（図書館面積・閲覧座席数、図書館開館時間、図書冊数、学術雑誌冊数、電子ジャーナル種数、視聴覚資料等点数） ⑥附属施設、その他の施設

^{注1} 別地校地を有する場合には、その数値を別に記述してください。

^{注2} サテライトキャンパスを所有している場合には、その数値を別に記述してください。

別紙4 教育研究実績票

教育研究実績票は、「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」および「領域Ⅲ 教育研究上の基本組織」に係る分析観点を対象としています。機構における評価では、対象専門職大学の当該基準に係る分析観点の自己評価結果を分析する際に、教育研究実績票に記載された内容を参考にします。

対象専門職大学においては、上記の基準に係る分析観点を自己評価する際に、教育研究実績票を根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、自己評価書を記述してください。

記載事項

教育研究実績票は、すべての教員について提出してください。記載事項は、下記の通りで、教員一人当たり、A4用紙一枚以内にまとめてください。

- 1) 氏名（職位）
- 2) 担当授業科目：過去5年間に担当した科目を記述してください。
- 3) 研究業績あるいは実務経験：過去5年間に発表した著書、論文、報告書等を記述してください。実務家教員は、過去5年間の実務経験を記述してください。
- 4) 研究業績あるいは実務経験の概要：研究業績あるいは実務経験の内容を簡単に説明してください。

別紙5 重要事項変更届

機構の評価を受けた専門職大学は、次の評価を受けるまでの間、機構が定める専門職大学評価基準に関連する以下の事項に相当する変更があった場合は、重要事項変更届を提出してください。重要事項変更届には変更内容を簡潔に記述し、変更内容が確認できる資料を提出してください。

(1) 基準Ⅱ-3 関連

- ① 授業科目の変更、追加および削除があった場合
- ② 授業科目の単位数に変更があった場合

(2) 基準Ⅱ-4 関連

- ① 授業科目の授業時間に変更があった場合
- ② 授業期間に変更があった場合（大学設置基準第二十三条関係）
- ③ 履修登録の上限設定に変更があった場合

(3) 基準Ⅱ-5 関連

- ① 成績評価基準に変更があった場合
- ③ 他大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定に変更があった場合

(4) 基準Ⅱ-6 関連

- ① 修了要件に変更があった場合

(5) 基準Ⅲ-1 関連

- ① 専任教員に変更があった場合

(6) 基準Ⅵ-2 関連

- ① 入学者選抜の方法に変更があった場合

(7) 基準Ⅵ-3 関連

- ① 入学定員に変更があった場合

(8) その他上記に関連する変更

- ① 研究科・専攻の名称に変更があった場合
- ② キャンパスの移転等があった場合

(表紙)

令和○年度実施
専門職大学
認証評価報告書

□ □ 専門職大学

令和○年○月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

1 認証評価結果

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する27の基準をすべて満たしている。

あるいは

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する24の基準のうち、基準●-●を除くすべての基準を満たしている。基準●-●については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目 基準VII-1を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある。

○ 一部の学部において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準●-●）

あるいは

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合していない。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する27の基準のうち、26の基準は満たしているが、重点評価項目である基準●-●を満たしていない。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。（各領域ごとに示した「優れた点」から特に重要なものを掲載）

-
-

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。（各領域ごとに示した「改善を要する点」から特に重要なものを掲載）

-
-

2 基準ごとの評価

領域Ⅰ 大学院の目的および学修成果

基準Ⅰ-1 大学院の目的が適切に設定されていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-1を満たしている。(基準Ⅰ-1を満たしていない。)

評価結果の根拠・理由

《分析観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準Ⅰ-1を満たしている(基準Ⅰ-1を満たしていない)。」と判断する。

基準Ⅰ-2 【重点評価項目】大学院の目的に則した人材養成がなされていること。

領域Ⅰの基準について

【優れた点】

【特色ある点】

【改善が望ましい点】

【改善を要する点】

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

3 意見の申立ておよびその対応

機構は、評価結果を確定するにあたり、あらかじめ当該専門職大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書および根拠資料ならびに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。意見申立てがあったものについては、その対応について認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。ここでは、当該専門職大学からの申立ての内容とそれへの対応を示した。

申立て件数 ●件

申立ての内容	申立てへの対応

参考資料として対象専門職大学から提出された自己評価書から、下記の項目について、原文のまま掲載します（原則として、対象大学院から提出された自己評価書が掲載されたURLを引用）。

- I 大学院の現況、目的および特徴
- II 各基準の自己評価
- III 自己評価結果の概要

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-33

六本木ヒルズノースタワーアネックス 3F

Tel. 03-3403-3432

URL <https://qaphe.com>